

前橋市道路附属物長寿命化修繕計画

(抜粋版)

前橋市建設部道路管理課

令和2年11月

目 次

はじめに

1.対象施設

2.附属物の現状と課題

2.1 管理施設の現状

2.2 附属物の現状

3.附属物の維持管理の基本的な考え方

3.1 附属物管理の基本方針

3.2 管理施設の分類

3.3 点検方法・点検頻度

4.計画期間

5.対策の優先順位（補修計画の方針）

6.対策費用

7.附属物の状態、対策内容、実施時期

7.1 点検結果

7.2 対策内容と実施時期

8.記録

はじめに

公共施設の長寿命化を図るため、国において平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」(以下、「基本計画」という。)が策定されました。

本市においては、「前橋市公共施設等総合管理計画」(平成27年9月)の策定により、市が保有する公共施設について、長寿命化・更新・統廃合などを計画的に行うことにより財政負担を平準化・軽減するとともに、適切な行政サービスの提供を実現することを目指しております。

この「前橋市公共施設等総合管理計画」では、本市が管理するインフラ施設を含む公共施設等の特性や維持管理・更新等の取り組みの方向性が示されています。

また、インフラ施設のうち、特に道路施設については「前橋市橋梁長寿命化修繕計画」、「前橋市横断歩道橋長寿命化修繕計画」、「前橋市舗装長寿命化修繕計画」を策定しております。

本計画では、道路附属物における定期点検及び修繕の具体的な対応方針を定めたものであり、個別施設計画として位置付けます。

1.対象施設

・この施設計画の対象とする附属物は、前橋市が管理する道路法第2条第2項に基づく道路附属物のうち、門型の道路標識、情報板以外を対象とする。

2.附属物の現状と課題

2.1 管理施設の現状

本市における道路附属物は、令和2年3月31日現在下記のとおりです。

道路区分	管理延長	照明灯	地下横断 歩道橋	標識		反射鏡	防護柵
				片持式	路側式		
市道	3968.9km	2425基	3基	125基	調査中	調査中	調査中
計	3968.9km	2425基	3基	125基	調査中	調査中	調査中

2.2 附属物の現状

本市が管理する道路附属物の点検状況は下記のとおりである。

照明灯の点検実績（R3.3.31 見込）

点検実施年度	H28	H29	H30	R1	R2
詳細点検	0	0	0	10	66
中間点検	2425	0	0	75	1024

標識の点検実績（R3.3.31 見込）

点検実施年度	H28	H29	H30	R1	R2
詳細点検	0	0	0	0	10
中間点検	0	0	0	125	0

3. 附属物の維持管理の基本的な考え方

3.1 附属物管理の基本方針

附属物の個別施設計画の策定にあたっては、点検結果を踏まえた適切な措置を行うことで、第三者等への被害を発生させず、安全で合理的な管理を目指します。

また、老朽化対策を確実に進めるため、点検→診断→措置→記録→のメンテナンスサイクルを構築します。

3.2 管理施設の分類

・ 附属物に生じる事象の区分に応じて分類

	代表的な附属物の種類	区分	事象
標識	F型、逆L型、T型及び高所に設置された単柱式又は複柱式	主に片持ち式の附属物 (以下「片持ち式」)	落下、転倒事象の恐れがある附属物
	単柱式、複柱式(片持ち式に分類したものは除く)	主に路側式の附属物 (以下「路側式」)	転倒事象の恐れがある附属物
照明	逆L型、Y型、直線型、添架型	主に片持ち式の附属物 (以下「片持ち式」)	落下、転倒事象の恐れがある附属物
地下横断 歩道橋	カルバート	主に地下にある附属物	落下、崩落の恐れがある附属物
反射鏡	単柱式、添架式	主に路側式の附属物 (以下「路側式」)	落下、転倒事象の恐れがある附属物
防護柵	車両用防護柵、横断防止柵、転落防止柵	主に路側式の附属物 (以下「路側式」)	転倒事象の恐れがある附属物

3.3 点検方法・点検頻度

・ 標識

区分	点検方法	点検頻度(案)
片持ち式 添架式	巡視の機会を通じた状況把握	
	詳細点検	10年に1度
	中間点検	5年に1度
		(詳細点検の補完のために中間的時期に実施)
路側式	巡視の機会を通じた状況把握	

・ 照明

区分	点検方法	点検頻度(案)
片持ち式 添架式	巡視の機会を通じた状況把握	
	詳細点検	10年に1度
	中間点検	5年に1度
		(詳細点検の補完のために中間的時期に実施)

・ 地下横断歩道橋

区分	点検方法	点検頻度(案)
カルバート	巡視の機会を通じた状況把握	
	詳細点検	10年に1度
	中間点検	5年に1度
		(詳細点検の補完のために中間的時期に実施)

- ・ 反射鏡

路側式 添架式	巡視の機会を通じた状況把握
------------	---------------

- ・ 防護柵

路側式	巡視の機会を通じた状況把握
-----	---------------

- ・ 橋梁・トンネル・横断歩道橋等に添架された附属物
本体点検と同時点検を実施します（5年に1度詳細点検）

4.計画期間

- ・計画の期間は、詳細点検のサイクルを踏まえ10年とします。

ただし、附属物の状況は経年劣化や疲労等によって変化していくことから、点検結果を踏まえ、適宜、計画を更新するものとします。

5.対策の優先順位（補修計画の方針）

- ・対策は、点検による健全性、路線の重要度、第三者被害の深刻度を考慮し、修繕（更新）を行います。

点検（診断）の結果、健全度Ⅳと診断されたものについては、速やかに撤去又は修繕を行います。

健全度Ⅲと診断されたものについては、路線の重要度や損傷が与える影響を考慮し、修繕を行います。

健全度Ⅱと診断されたものについては、長寿命化の観点から必要に応じて修繕を行います。

健全度Ⅰと診断されたものについては、健全であるため原則修繕は行いません。

6.対策費用

対策費用については、中期計画期間（10年）について別紙1に示します。

この対策費用は、国交付金等の活用を見込んだ計画であるため、社会情勢の変化により、随時見直しを行うものとします。

7. 附属物の状態、対策内容、実施時期

7.1 点検結果

- ・平成28年度から令和元年に点検した点検結果は以下のとおりです。
 なお、健全度は中間点検及び詳細点検の結果によるものです。

照明灯		標識	
I	1476	I	75
II	876	II	45
III	49	III	5
IV	0	IV	0

種類	区分	対策不要	要対策
照明	片持式	1476 基	949 基
標識	片持式	75 基	50 基
	路側式	今後調査	今後調査
地下横断歩道橋	カルバート	今後調査	今後調査
反射鏡	路側式	今後調査	今後調査
防護柵	路側式	今後調査	今後調査

※照明の対策にはLED化対策も含む

7.2 対策内容と実施時期

健全度Ⅲ及び健全度Ⅱの対策時期について、別紙2に示します。

修繕等が効率的に実施されるように、その損傷等に最も適した対策・方法・時期を決定します。

修繕に当たっての基本的な方針を以下に示します。

照明・標識（反射鏡・防護柵）において、柱に大幅な減肉や孔食が確認された場合は、強度低下により本来の機能を発揮できない恐れがあり、場合によっては第三者に被害を及ぼす可能性が著しく高いため、原則部材交換を行うものとし、腐食や防食機能の劣化等の症状が発現しているものについては、腐食防止対策や塗替塗装等を行い、施設の長寿命化を図ります。

地下道のカルバートは、コンクリート構造物であるため、損傷に応じた工法で修繕を行います。

8.記録

- ・点検及び撤去・更新、交換、廃止等を行った際には、その内容と実施時期等の履歴を確実に記録し、これを保管します。